

報告第 23 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第8号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,747,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月14日 処分

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,303,661	323,958	9,627,619
	2. 国庫補助金	3,063,885	323,958	3,387,843
歳 入 合 計		39,423,463	323,958	39,747,421

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,516,484	30,517	5,547,001
	1. 総務管理費	4,740,594	30,517	4,771,111
7. 商工費		334,078	235,091	569,169
	1. 商工費	334,078	235,091	569,169
10. 教育費		3,424,954	58,350	3,483,304
	2. 小学校費	897,967	51,973	949,940
	4. 幼稚園費	294,414	6,377	300,791
歳 出	合 計	39,423,463	323,958	39,747,421